3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	平成二十七年九月三十日までの間	七、七五七人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一二八人は、警察官の定員とする。
金融庁	平成二十七年九月三十日までの間	一、五七八人	
消費者庁	平成二十七年九月三十日までの間	三〇五人	

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十七号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「四十六人」を「六十八人」に改め、同項ただし書中「二十六人」を「四十七人」に改める。

第八条第三項中「八十二人」を「八十五人」に改め、同項ただし書中「二十人」を「二十四人」に改める。

附則第八項中「八十二人」を「八十五人」に、「八十一人」を「八十四人」に、「二十人」を「二十四人」に、「十九人」を「二十三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十八号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項、第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「四十四人」を「四十六人」に改める。

附則第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則第三条中「のほか」を「及び前項に規定する事務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関する事務を分掌する。

附則第三条の二第二項中「前条の表」を「前条第二項の表」に改める。

附則第六条第一項中「及び第二号」を削る。

附則第七条中「附則第二条第一項第三号」を「附則第二条第一項第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「三人」を「四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三